

平成20年度(2008年度)金沢大学大学院法務研究科入学試験問題

試験科目	私 法
------	-----

問題1と問題2の解答は、別々の答案用紙に記入すること。

問題1

1、Aは、個人で自営業を営んでいたが、ここ数年経営が思わしくなく、複数の者から事業資金を借りたり、買掛金債務を負っていた。Aは、このままでは債権者から自宅を差押えられるといけなくと考えて、甥であるYと相談のうえ、Yに対し、平成19年9月1日、自宅の土地建物を2000万円で譲渡したこととし、同日付の売買契約書(本件売買契約書という。)を作成し、Yに移転登記をした。

問1 このことを知ったAの債権者X1は、この売買は差押えを免れるためのものか、詐害行為であると考え、Yに抹消登記を求めたい。民法上どのような請求をすることができるか。その法的構成とその理由を述べなさい。

2、Aの債権者であるX2は、同年9月15日、自己の売掛金債権1800万円の支払をAに強く求めたところ、Aは本件売買契約書を見せ、この売買代金がまだ支払われていないので、この売買代金債権を売掛金の支払として代物弁済するといつて、自己の署名捺印のあるY宛の売買代金債権の譲渡通知書をX2に預けた。X2は同月17日この譲渡通知を内容証明郵便で出したところ、この通知は、翌18日午前Yに到達した。

問2 X2は、Yにこの売買代金の支払を求めることができるか。結論とその理由を述べなさい。

3、前記2の債権譲渡をした翌日16日に、Aは債権者X3から貸金債権2000万円の強い取立てにあい、やむを得ずこの売買契約書を示し、この売買代金債権で代物弁済をするといつて、Aから内容証明により債権譲渡の通知を出したところ、同通知は翌々日の18日午前にYに到達した。

問3 X2に対する債権譲渡通知とX3に対する債権譲渡通知のどちらが先にYに到達したか不明の場合、X2とX3のどちらがYに売買代金の請求ができるか。結論とその理由を述べなさい。

問題 2

X 株式会社は、製材業を目的とする会社であり、保有する製材工場は 1 つだけであった。X 社は、公開会社（会社法 2 条 5 号）ではないが、取締役会設置会社でありかつ監査役設置会社でもあった。X 社の代表取締役 A は、適法な選任・選定手続を経て選任・選定された代表取締役であり、その旨の登記もなされていた。X 社の株主は、10 人であり、A は、X 社の発行済株式総数の 10% を保有する株主であった。

A は、X 社を代表して、製材工場の土地・建物を売却する契約を Y（個人商人）と締結した（機械・器具類は、売買契約の対象ではない。）。この売買契約の締結について、X 社の取締役会の決議はなされていない。X 社の株主は、A を除いて、この売買契約のことを全く知らなかった。買主である Y は、X 社の取締役でもないし、株主でもない。

この売買契約の締結の際、A には、売買代金を自らの遊興費にあてる意図があった。そして、A は、取得した売買代金で豪遊し、その金をすべて使い果たした。

X 社が売買契約の無効を Y に対して主張できるか否かについて、最高裁判例の立場をふまえて論じなさい。

（なお、この売買契約は、会社法上の「事業譲渡」には該当しないことを前提とする。）